

土砂とは？（*3）

濁流が原因で多くの生物が激減、死滅していったことが分かりました。その濁流を生み出しているのが土砂です。土砂は少し雨が降ると濁流を生じやすい性質を持っています。今は、インターネットで「土砂とは」と打ち込むと、沢山の解説頁が出てきます。

産業廃棄物（*1）や汚染土壌（*2）は法律で定められており、土砂とは区別されます。一方、土砂の定めは曖昧で、法律で定義されていません。全体として土砂と見なせるかどうかで判断されます。別の所に持っていてもそのまま土地造成等の原材料となるもの、あるいは自然に戻された中で、他のものと性状的に変わらない"土と砂"を指しているようです。大雨などの自然災害で発生する土砂は、検討から除いています。これも人々に多大な損害を与えますが、ここでは人の手によって作られた人工の土砂を問題にしています。

やまだの環境活動のHpでは、過去に3回にわたって「残土について考える」と題して問題点を掲載し、環境問題に関心がある方々に伝えてきました。土砂条例との関係で取り上げたもので、この時は、土砂=残土として取り上げています。

残土とは建設工事や土木工事で発生する「建設発生土」のことで、建設作業の基礎工事などで埋め戻しても余剰の土が出て、余った使い道のない土のことです。大きなビルを建てると必ず、地下2階、3階があり、そこから掘り出された土は余ってきます。

建設由来の土で粒子の細かい泥土は、「建設汚泥」として産業廃棄物となりますが、それ以外は、粒径により4種類に分けられ、年間約2億9000万トンも発生します。データが少し古くなりますが、「建設発生土」は、低地のかさ上げ、農耕地への客土などで土地の価値を高める役割（潜在資源性）と、廃棄物や汚染土壌を混入させ、土壌や地下水を汚染させる（潜在汚染性）の両面があります。資源化されるのは、2005年で30%、残り70%は埋め立て処分されています。首都圏の調査（2002年）では、2/3が土壌環境基準を超える有害物の溶出が認められたそうです。潜在資源性と潜在汚染性を持つ廃棄物処理法上、廃棄物でない建設発生土は、見えないフローに入り込んでおり、ここに入ると適正な処理や再資源化は望めなくなります（細田衛士著『資源循環型社会』2008年より）。



しかし、土砂はこの言葉通り、人工的に作られていったものが沢山存在します。港湾や河川の浚渫に伴って発生する土砂もあります。前頁の写真は和邇川浚渫に伴って発生した土砂です。相当な量で一時仮置きとして2012年2月に和邇川河口にありました。少しの雨で泥の水たまりができますが、どこかに

移動されました。関係者にどこへ持ち去られたか尋ねましたが、教えてもらえませんでした。適正処理がなされたか確かめられませんでした。

永い年月をかけてできた山と人工的に積み上げられた土砂山・残土山は明らかに違ってきます。自然の山土を取り崩して、積み直すと写真左下のようになすすぐ濁流となって流れ出します。写真は、仮置き場に置かれた残土が、大雨の時濁流となって和邇川方面に流れ出し、泥水が道を塞ぎ、パトカーが交通整理をしていたことがありました。現在は泥水が流れ出してもすぐに処理されるようになってきています。

国土交通省は建設発生土が産業廃棄物でないとしています。環境省の通知では、「再利用されず捨てられる建設残土は廃棄物扱いすべきである」としています。

土砂に関して定義したもの、解説書は見つかりませんでした。法律がないので当然かも知れません。したがって、土砂は定義できませんが、どのようなものが土砂かお分かり頂けたでしょうか。



知れません。したがって、土砂は定義できませんが、どのようなものが土砂かお分かり頂けたでしょうか。

土砂の悪影響：

土砂は自然環境や生活環境に対して、多大な悪影響を与えます。土砂災害・土砂の堆積など、土砂という言葉はいろいろな所で登場してきますが、ここで問題としたい

のは、土砂条例などに登場する土砂です。自然の山土が大雨などで崩れて道を塞いだり、土石流となって民家に被害を与えるような自然災害で発生する土砂に関しては別な機会に論じることになります。

土砂問題は、「建設発生土」がたくさん発生する首都圏で、余って使い道のない土があちこちに捨てられた千葉県や茨城県で最初に問題となりました。

「残土・廃棄物問題ネットワーク」(ちば代表・藤原 寿和) によれば、土砂の悪影響は「①自然生態系の破壊や里山等の自然地形の改変、②残土流出・崩落による人的・物的被害や地盤災害の発生、③有害化学物質の浸出による地下水、河川水質汚染等の問題」を引き起こすと指摘しています。

同じ問題は、私たち大津市の身近でも発生しています。古くは伊香立・下々谷の農地の嵩上げで、優良農地とは無縁の産業廃棄物混ざりの土砂が捨てられ問題になりました。



また、写真左の大津市上龍華の例は、約 7 万平方メートルの谷に、高さ約 30m (実測値は 60m) に 残土投棄が行われ、雨が降ると濁流が川や田に流れ込み、かなりの被害が出ました。許可以外の場所へも残土投棄が行われ、50 数回の指導を行ったと大津市不法投棄対策課は述べています。

そして、事業者と大津市は、公害調停の場に立たされました。2012 年にコンボが残土積み上げのてっぺんから転落するという人命に関わる事故が発生し、漸く不法残土投棄 は中止になりました。

関西圏でも大阪府豊能町で建設残土が崩落した事件（2014 年 2 月 26 日）が起こっています。大阪府豊能町の場合は、無秩序な残土積み上げで土砂が崩れ、約 200 メートルに渡って府道や田畑を埋め、町内の 1290 軒が停電し、府道は長期間通行止となり、生活環境に重大な影響を与えました。このケースでは、何回も地元民は注意・警告を発していたようですが、対策は取られませんでした。当時の松井大阪府知事は、行政の不手際を認め、厳しく事業者に対応していくと発言し、その後、大阪府土砂条例が制定されました。

さらに、近年の例では、2018 年 11 月 16 日の毎日新聞 1 面は、三重県紀北町・尾鷲市について、「首都圏残土船で三重県に」の見出しで、残土問題を大きく取り上げていました。社会面（27 面）でも「残土 田舎食いもの」のタイトルで、土砂条例のなかった三重県紀北町の投棄現場を紹介していました。

この時点では、三重県に土砂条例はなく、高齢化で荒れてしまった山林を安く買い取り、首都圏や近畿圏から建設残土が船で、近くの港に運び込まれ、そこからダンプに積み替えられて投棄されていました。大津市からも汚染土壌の水洗処理が終わった処理後土壌が毎月 1 万トン近く搬出された記録があります。現在は三重県・紀北町・尾鷲市でも、土砂条例制定がなされ、さらにより良い条例を目指して活発な運動が繰り広げられています。



—つづく—

(参考資料)

1. 産業廃棄物

- (1) 排出事業者のための『廃棄物処理法完全ガイド 2007年版』(2006. 12. 18)
監修：佐藤 泉、編者：日経エコロジー、発行：日経 BP 社
- (2) 図解・『産業廃棄物処理がわかる本』(株)ジェネス(旧・西日本産業) 著者 (2006.4.1)
日本実業出版社

2. 汚染土壌

- (1) 特集 Environmental Low Journal No. 34 環境法研究 34号 2009. 10 有斐閣『土壌汚染と法政策』 人間環境問題研究会 編集
- (2) 『深刻化する土壌汚染』(2011. 1. 30) 畑明郎(編者)
- (3) 『土壌汚染対策法と処理業・処理施設について』(2010. 10. 20)、参考資料として
・環境カウンセラー・山田 利春
- (4) 『土砂の埋め立て等の行為に係る規制のあり方に関する一考察』 黒坂 則子 同志社法学 67巻2号
- (5) 『日本の建設残土問題を考える』畑明郎「日本の科学者」ひろば 2020.3

3. 土砂(人工の土砂に関する本はありません)

- (1) 

「土砂」は廃棄物なのか？その種類とともに完全解説！ | 産業 ...
<https://sanpai-shuun.com/dosha-haikibutsu ->
- (2) 

[PDF] 条例Q&A - Saitama Prefecture
<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0506/k-haikibutsu/...>
条例Q&A 以下で掲載している質問例は、土砂条例についてのよくある問い合わせをまとめたものです。1 全般 Q1-1 土砂の定義を規定していないが、土砂とはどのようなものなのか。法制的に土砂を定義しているものはなく、全体として、土砂とみなせるかどうかで判断します。
- (3) 

残土とは？ | 共進建機
www.kyoshin-kenki.co.jp/surplus-soil/whats-zando -
残土とは 概要 残土(ざんど)とは正式名称は建設発生土(けんせつはっせいど)と言います。建築工事及び土木工事などで建設副産物として発生する土のことです。残土は廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しません。

以上